

令和 7 年 6 月 5 日

保護者各位

「私立高等学校奨学のための給付金」 新入生への一部早期給付について

敬愛学園高等学校
校長 卯月 睦彦

「私立高等学校等奨学のための給付金」とは、全ての意思ある私立高等学校等の生徒等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費（教科書、通学用品など）負担を軽減し、高校生の修学を支援するための給付金です。（返済不要）

この支援事業につきまして、千葉県では新入生に対する早期給付を実施しています。申請される場合は、事務室まで申請書類を受け取りに来るようお願いします。（BLEND から申請書類をダウンロードできます）。

一部早期給付を受給した場合、残りの額を受給するには 7 月以降の通常の給付金募集において再度申請、認定が必要です。一部早期給付を受給しない場合でも、7 月以降の通常の給付金募集で申請の上、認定されれば年額を受給することができます。

対象者は P.3「千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 対象確認シート」、支給額は、P.4『「奨学のための給付金（新入生に対する一部早期給付）」制度について』をご確認ください。

1. 【対象者】

（P.3「千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 対象確認シート」を確認してください。）

認定基準日（4 月 1 日）において、以下の要件全てに該当する高校生等の保護者等が対象となります。

- ① 認定基準日に在学していること。
- ② 保護者が千葉県内に在住していること。
※保護者等の住所が千葉県外にある場合、在住の都道府県に申請してください。
- ③ 生活保護受給世帯又は、保護者全員の令和 6 年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯。

2. 【提出期日】

令和 7 年 6 月 20 日（金）16 時まで

提出先：敬愛学園高等学校 事務室

※マイナンバーで申請される場合、「個人番号カード（写）等貼付台紙」に貼り付けてご提出をお願いします。郵送または生徒が事務室へ持参する場合は、本人確認書類も併せて「個人番号カード（写）等）貼付台帳」に貼り付けて提出をお願いします。

3. 【支給方法】

千葉県からの支給決定を受け、学校徴収金等の未納がある場合は相殺し授業料振替口座へ支給します。

4. 【申請に必要な書類】

	必要書類	支給区分	
		1 生活保護受給世帯の高校生等（全日・定時・通信制）	2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等（全日・定時制）
1	奨学のための給付金給付申請書（様式第1号）	○	○
2	マイナンバーが確認出来る書類（保護者全員）※1	—	○
3	申請者の住民票（令和7年4月1日時点の在住が確認できること）	—	△※2
4	委任状（様式第8号）	○	○
5	生活保護受給世帯であることを証する書類 ※3	○	—
6	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯を証する書類（令和6年度分 保護者全員）	—	△※2

※1 マイナンバーが確認出来る書類とは、個人番号カードの写し、通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書のいずれかとなります。

通知カードは原則として使用できません。ただし、通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、又は、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

※2 マイナンバーが確認できる書類の提出が無い場合は必要となります。

※3 生活保護受給証明書（令和7年4月1日における生業扶助受給が確認できるもの）又は生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第14号）のいずれかとなります。

【問い合わせ先】

敬愛学園高等学校 事務室

TEL : 043-251-6361

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 対象確認シート

新入生一部早期給付の場合

※申請に係る高校生等ひとりひとりについて以下の質問にお答えください。

Q1 私立高等学校等へ令和7年4月に入学し、保護者等が千葉県内に在住していますか？

YES

NO

該当しません

Q2 就学支援金または高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援及び専攻科の生徒への修学支援に係るものに限る。）の支給を受ける資格を有する者に該当しますか？

YES

NO

該当しません

Q3 対象の高校生等は、専攻科の生徒ですか？

NO

YES

Q4 生活保護（生業扶助）を受給していますか？

YES

NO

Q5 保護者等全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税ですか？

YES

該当しません

NO

※全日制、定時制
通信制に在籍

NO

※専攻科に在籍

Q6 対象の高校生等は、通信制または専攻科の高校生等ですか？

YES

NO（全日制または定時制に在籍）

Q7 保護者等全員の「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」の合算額が105,500円未満ですか？

YES

NO

Q8 保護者等全員の「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」の合算額が105,500円以上264,500円未満ですか？

該当
しません

NO

YES

Q9 扶養する子が3人以上いますか？

該当
しません

NO

YES

13,150円

（年額）52,600円

支給区分1の書類を
御用意ください。

13,025円

（年額）52,100円

支給区分2(2)の書類を
御用意ください。

38,000円

（年額）152,000円

支給区分2(1)の書類を
御用意ください。

2,605円

（年額）10,420円

支給区分3の書類を
御用意ください。

2,605円

（年額）10,420円

支給区分4の書類を
御用意ください。

御不明な点があれば、千葉県総務部学事課私学振興班 奨学のための給付金担当（043-223-2162）まで御連絡ください。

「奨学のための給付金（新入生に対する一部早期給付）」制度について

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、希望する令和7年度入学の高校生等のいる低所得世帯に、返還の必要のない給付金の一部（年額の1/4）を、早期に給付いたします。

1 給付金の支給対象となる世帯

通常の申請は7月頃から受け付けますが、以下の要件を満たし、希望する場合には、支給額の一部（年額の1/4）を通常の給付より早く受給できます。

【要件】

認定基準日（原則として令和7年4月1日）時点で、以下のすべての要件に該当し、早期給付を希望する高校生等の保護者等

○就学支援金、学び直し支援金又は専攻科の生徒への修学支援の対象者であること

○私立高等学校等に在学していること（平成26年度以前に入学した者を除く）

○保護者等が千葉県内に在住していること

○生活保護（生業扶助）受給世帯、若しくは令和6年度の（都）道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯に属すること

2 支給額

下記表の給付金額（年額の1/4の額※）が支給されます。

支給区分		支給額 ()内は年額
1	生活保護受給世帯（全日・定時・通信制）	13,150 円 (52,600 円)
2	保護者等全員の（都）道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等（全日・定時制）	38,000 円 (152,000 円)
3	保護者等全員の（都）道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等（通信制・専攻科）	13,025 円 (52,100 円)
4	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500 円未満である世帯の生徒（専攻科）	2,605 円 (10,420 円)
5	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500 円以上 264,500 円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯の生徒（専攻科）	2,605 円 (10,420 円)

※ 残りの3/4の額を受給するには再度申請が必要です。

→令和7年度の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税、又は令和7年7月1日現在で生活保護（生業扶助）受給世帯であれば受給できます。7月以降に通常の給付金の募集を行いますので、再度申請してください。

※ 早期給付を希望しない場合でも、令和7年度の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税、又は令和7年7月1日現在で生活保護（生業扶助）受給世帯であれば年額を受給することができます。

→7月以降に通常の給付金の募集を行いますので、必ず申請ください。

3 申請手続等

○保護者等が千葉県内に住所を有し、子が**千葉県内**の私立高等学校等に在学している場合
..... 在学する私立高等学校等を通じて申請してください

（申請書類・提出期限等は学校の指示に従ってください。）

○保護者等が千葉県内に住所を有し、子が**千葉県外**の私立高等学校等に在学している場合
..... 千葉県総務部学事課（私学振興班）に直接申請（郵送）してください。

※マイナンバーを郵送する際は、必ず追跡可能な手段（書留等）で郵送してください。

●申請書類 千葉県のホームページからダウンロードしていただくか、千葉県総務部学事課へご連絡ください。（県から郵送いたします。）

●提出期限 令和7年6月27日（金）までに郵送してください。（当日消印有効）

<千葉県ホームページ>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/josei-kyuufukin-souki.html>

問い合わせ・提出先：千葉県総務部学事課（私学振興班）

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 TEL 043-223-2162